

立地適正化計画に関するQ&A

番号	Q	A
1	届出はいつから必要ですか	平成31年3月31日から計画の公表となりますので、それ以降に着工する場合は届出の対象となります。
2	計画の運用開始日と同時期に着工となる場合は、30日前の届出となりませんがどのようにすればいいですか	計画公表後、すみやかに届出を提出いただきますようご協力をお願いします。
3	各誘導区域はどこで確認できますか	市ホームページ「駒ヶ根市立地適正化計画」で検索ください。区域界など詳細部分はお手数ですが企画振興課までお問い合わせください。
4	開発行為とは何ですか	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為です。
5	届出対象区域内と区域外にまたがる敷地の場合は届出の対象になりますか	区域外に敷地が一部でもかかる場合は、届出をお願いします。
6	立地適正化計画区域外（都市計画区域外）では届出は必要ですか	都市計画区域外（天竜川の東（竜東地域））では、必要ありません。
7	届出は何部必要ですか	1部提出してください。
8	届出はどの部署に提出すればいいですか	企画振興課 企画調整係へ提出してください。
9	届出後に市からの回答はありますか	届出書に受付印をついた写しをお返しします。市の担当者不在等の場合は、届出書に記載のある担当者に後日送付します。受付日から30日経過以降に着手となるように提出ください。
10	添付書類の位置図など縮尺は様式に記載のとおりでないといけないか	届出場所の特定等、確認が取れるものであれば縮尺については任意です。
11	開発許可申請や、建築確認申請と、届出書の提出のタイミングは	法的に前後関係の定めはありません。着工の30日前の提出をお願いします。
12	届出後に変更が生じた場合はどうすればいいですか	変更に係る行為に着手する30日前までに、所定の様式で届出をしてください。
13	届出をしなかった場合、罰則はありますか	届出をしない、または、虚偽の届出をして、対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金を科せられる場合があります。（都市再生特別措置法130条）
14	届出により計画の修正を求められることがありますか	届出制度であるため、記載事項や添付書類など不備がなければ、計画の修正を求めることはありません。ただし法律では「届出に係る行為が誘導区域内における誘導施設の図る上で支障があると認めるときは必要な勧告をすることができる。」とされており、必要な勧告をする可能性があります。
15	今後、区域や誘導施設が変更となる場合がありますか	計画はおおむね5年ごとに見直しを行う予定です。そのため区域の変更等により、届出の対象区域も変更となる場合があります。また、誘導施設についても変更となる場合があります。都度HPや広報を通じて情報提供いたします。